

公告 第878号
令和8年2月16日

宛) 古河電工健保適用事業所 担当部門長
FBL人事総務センター長
写) 健保担当者各位

古河電工健康保険組合
理事長 關 俊也



健康保険法第47条の規定による
被保険者に係る平均標準報酬について

標記について、法第47条による任意継続被保険者の平均標準報酬及び適用期間について、
下記の通り公告いたします。

記

令和7年9月30日現在	
平均標準報酬月額	452,025 円
標準報酬	440,000 円
適用期間	(自) 令和8年4月1日 (至) 令和9年3月31日

以上